

事務連絡
令和4年5月13日

各
都道府県
中核市
指定都市

高齢者施設等整備担当課 御中

厚生労働省東海北陸厚生局健康福祉課

令和4年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における当初協議の実施について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の交付金については、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、老朽化に伴う大規模修繕等のほか、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、耐震化改修のほか、非常用自家発電設備・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等を支援しているところです。

つきましては、下記のとおり、当初協議を実施いたしますので、事業の実施をご検討の上、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内の市区町村分（指定都市、中核市を除く）の協議について取りまとめいただきたく、ご協力の程、よろしくをお願いいたします。

記

1. 補助対象事業及び補助協議単価等

別紙のとおり

2. 提出資料

(1) 「防災・減災等事業整備計画書」（別添1）

別添1に関係する以下の資料を付すこと。

ア. 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ. 見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者）

※原則、公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること。

(2) 「整備計画一覧表」（別添2）※該当する事業分のみ

都道府県は、管内市区町村分（指定都市、中核市を除く）を取りまとめた上で、提出をお願いします。

3. 提出先

東海北陸厚生局 健康福祉課

4. 提出方法・部数

(1) 別添1の資料及び必要添付書類 紙媒体 2部

(2) 別添2の資料及び必要添付書類 紙媒体 2部 + 電子媒体

5. 提出期限

令和4年6月8日(水)

6. 留意事項

(採択方針) 下記①から優先的に採択する予定

①国土強靱化の推進のため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」対象事業については、国土強靱化地域計画の策定がない自治体は原則補助対象外。国土強靱化地域計画に明記された事業

②非常用自家発電設備整備、給水設備の整備事業については令和3年度協議の採択方針に引き続き、自治体の優先順位に関わらず福祉避難所に指定されている施設等

③実施主体(自治体)の事業ごとの優先順位

※優先順位については事業の重要性や緊急性を十分に勘案し、付番すること。

(予算関係)

- ・上記のとおり、採択方針に影響が生じますため、実施主体(自治体)におかれましては、優先順位や福祉避難所の指定状況等、別添2の確認項目を必ず正確に記載してください。

(事務処理関係)

- ・協議書類一式(特に要綱や別紙1の整理票)をよくご確認いただいた上で、参考1のチェックリストを活用いただく等により、適切に内容の確認を行ってください。
- ・当局への交付申請にあたっては、内示額を上回ることはないようお願いします。

【照会・提出先】

厚生労働省東海北陸厚生局健康福祉課

電話：052-959-2061

e-mail：tkkousei064@mhlw.go.jp